第21号議案

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和4年(2022年)6月3日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

(提案理由)

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、 休暇等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律第29条の規定に基づき区長から意見を求められたの で、意見を申し出る必要がある。 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号) 及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年 中野区条例第1号)の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運 営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づ き区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。 中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「教員」を「教諭」に改める。

- (1) 中野区職員の給与に関する条例(昭和26年中野区条例第16号)第1条第2項第1号
- (2) 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年 中野区条例第1号)第1条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。